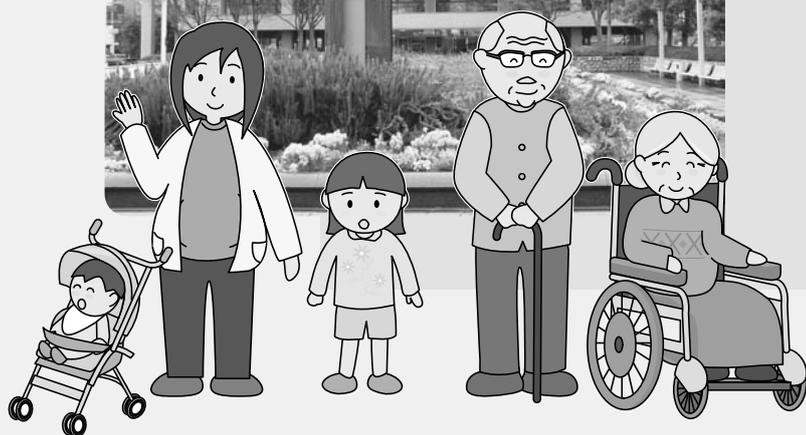
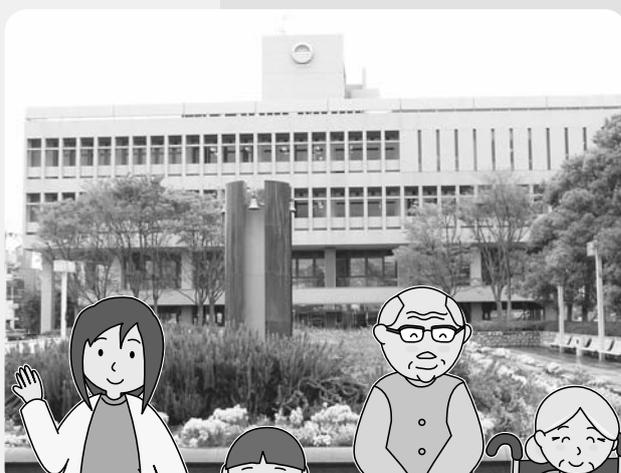
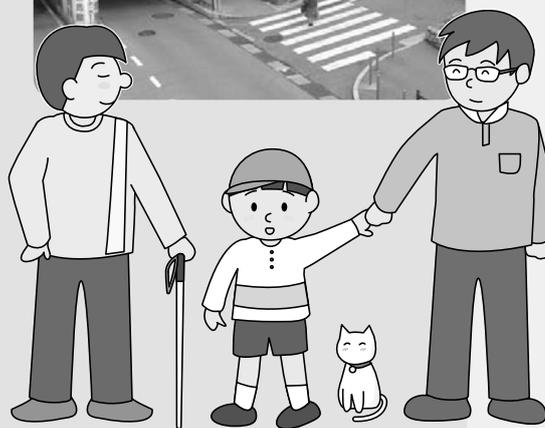


# 芦屋市交通バリアフリー基本構想

(阪神芦屋駅・市役所周辺地区)

## 参考資料編



だれもが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、  
全ての人々がともに支えあう社会づくりを進めます

芦屋市

## 【目 次】

1	バリアフリー基準調査 .....	1
	( 1 ) 調査の概要	
	( 2 ) 調査の結果	
2	知的・精神障がいのある方に対するヒアリング調査 .....	19
	( 1 ) 調査の概要	
	( 2 ) 調査の結果	
3	乳幼児同伴者アンケート調査 .....	21
	( 1 ) 調査の概要	
	( 2 ) 調査結果の概要	
	( 3 ) 調査の結果	
4	地域福祉計画アンケート調査 .....	31
	( 1 ) 調査の概要	
	( 2 ) 調査の結果	
5	芦屋すこやか長寿プラン 21 見直しのためのアンケート調査 .....	35
	( 1 ) 調査の概要	
	( 2 ) 調査の結果	

# 1 バリアフリー基準調査

## (1) 調査の概要

従来の交通バリアフリー法及びハートビル法では、旅客施設と車両、特別特定建築物の新設又は改良を行う際にのみバリアフリー化が義務付けられていましたが、平成18年6月の交通バリアフリー法とハートビル法の一体化によりバリアフリー法が制定され、新たに道路、路外駐車場、公園施設が加えられました。このことにより、各施設設置管理者がこれらの施設の新設又は改良を行う際には、施設ごとの移動等円滑化基準<sup>1</sup>に適合させることが義務付けられます。また、既存の各施設については、移動等円滑化基準に適合させるための努力義務が課せられますが、バリアフリー法の目的・趣旨を踏まえると、重点整備地区において移動等円滑化基準への適合を進めていく必要があります。

そのため、まち歩き点検調査の補足として、阪神芦屋駅、官公庁施設などの建築物、都市公園及びこれらの施設間の経路となる道路などの現況について、移動等円滑化基準の適合状況の確認を行いました。

なお、調査時点においては、バリアフリー法に基づく施設ごとの移動等円滑化基準が策定途中の段階であったため、建築物と都市公園以外については、従来の交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準の適合状況の確認を行いました。

<sup>1</sup> 移動等円滑化基準：国が定めるバリアフリー化基準のことで、高齢者、障がいのある方などが容易かつ安全に移動又は利用できるようにするため、車両や施設などの新設又は改良時に義務付けられるバリアフリー化措置を規定したものを。

## (2) 調査の結果

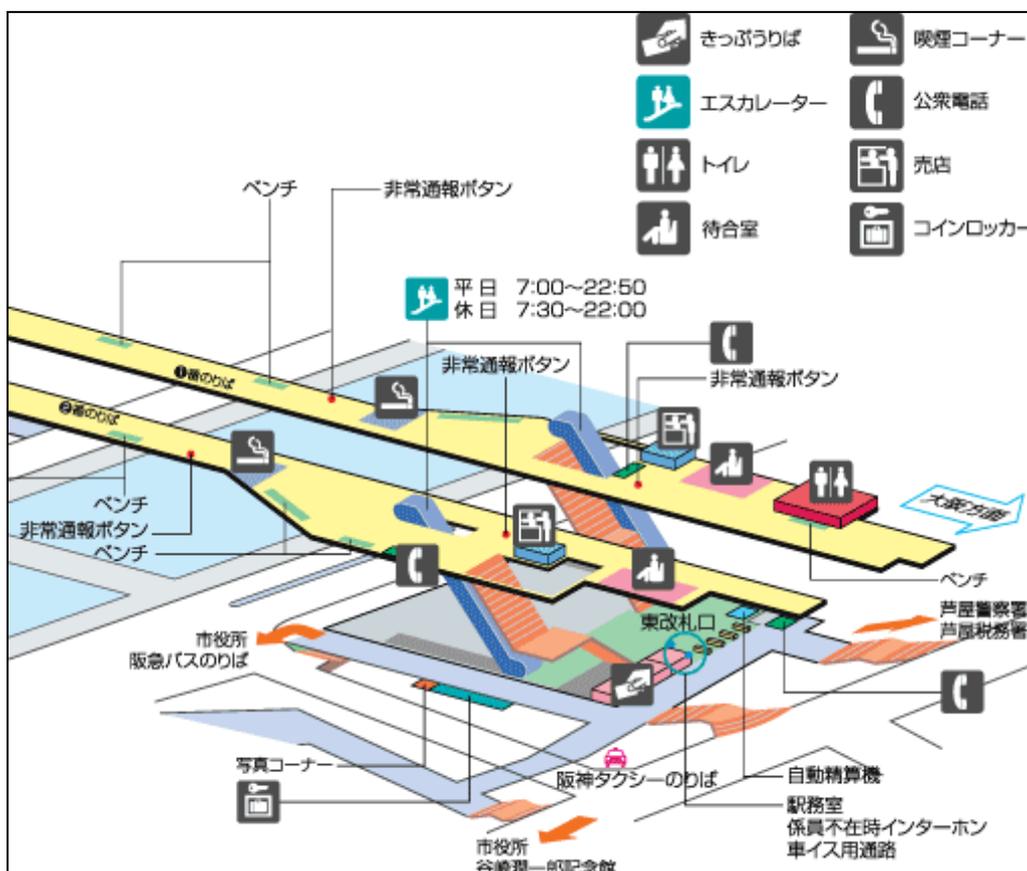
### ア 阪神芦屋駅

阪神芦屋駅のバリアフリー化の状況を把握するため、公共交通移動円滑化基準<sup>2</sup>の主な項目について、その適合状況を目視、実測により調査しました。

なお、公共交通移動円滑化基準が義務基準として遵守すべき内容を示したものであるのに対し、多様な利用者がより円滑に利用できるよう、公共交通機関の旅客施設の望ましい整備内容を示すガイドライン<sup>3</sup>がまとめられています。ガイドラインは、義務基準として遵守すべき内容を示したものではありませんが、ガイドラインを目安として施設整備を行うことが望ましいと考えられます。そのため、ガイドラインの適合状況についてもあわせて確認を行いました。

2 公共交通移動円滑化基準：交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（平成14年10月改正 国土交通省）」

3 ガイドライン：「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン（平成13年8月 交通エコロジー・モビリティ財団）」、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン追補版（平成14年2月 交通エコロジー・モビリティ財団）」



【バリアフリー状況確認位置（資料：阪神電気鉄道株式会社 HP）】

【経路】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真	
出入口からホームまでの経路	×	・改札口からホームまでの経路でエレベーターなどが設置されていない		
出入口	有効幅	・有効幅員は約 260 cmである		
	段差	・スロープが設けられている ・道路と駅構内間に段差はない		
スロープ	有効幅	・有効幅員は約 260 cmである		
	勾配	・勾配は約 7%である		
	手すり	×		・手すりが設置されていない
	床面	・スロープタイル張り(表面に凸凹がある)仕上げである		
誘導用ブロック		・上下端付近に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている		
改札外 コンコース	有効幅	・有効幅員は約 420 cmである		
	段差	・同一フロア内での段差はない		
	誘導用ブロック	×		・連絡通路に通ずる経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない
改札口	有効幅	・有効幅 85 cmの有人改札があるが、幅 90 cm以上の拡幅改札口がない		
	誘導用ブロック	・有人改札口へ誘導する視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている		
改札内 コンコース	有効幅	・有効幅員は約 410 cmである		
	段差	・同一フロア内での段差はない		
	誘導用ブロック	・改札口から改札内階段までの経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている		
改札内階段	有効幅	・有効幅員は約 270 cm(上り), 約 310 cm(下り)である		
	手すり	・点字の付いた手すりが両側に設置されているが、2段の手すりになっていない		
	踏面	・踏面にノンスリップがはり付けられている ・段を容易に識別できる工夫がされている		
	誘導用ブロック	・階段の上下端付近に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている		

○ : は移動円滑化基準・ガイドラインに適合, △ : はガイドラインに不適合, × は移動円滑化基準に不適合

【経路】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
ホーム	床面	・ ホーム縁端にノンスリップがはり付けられている	
	転落防止措置	・ ホーム縁端警告ブロックが敷設されているが、ガイドラインに適合していない	
	転落防止柵	・ ホーム終始端部に転落防止柵が設置されている	
	列車接近の警告	・ 列車の接近が列車案内表示器，音声により警告されている	
	休憩施設	・ 待合所，ベンチが設置されている	

改札外階段	有効幅	・ 有効幅員は約 270 cmである	
	手すり	× ・ 両側に1段の手すりが設置されているが、手すりの端部付近に点字がない	
	踏面	・ 踏面にノンスリップがはり付けられている ・ 段を容易に識別できる工夫がされている	
	誘導用ブロック	・ 階段の上下端付近に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている	

連絡通路スロープ	有効幅	・ 有効幅員は約 300～380 cmである	
	勾配	× ・ 勾配は約 9.5%である	
	手すり	× ・ 手すりが設置されていない	
	床面	・ ブロック舗装である	
	誘導用ブロック	× ・ 通路，スロープの上下端付近に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	

【施設・設備】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
トイレ	車いす使用者用トイレ等	× ・ 車いす使用者用トイレなどが設置されていない	
	案内表示	× ・ 男女の区別などを視覚障害者に示す点字による案内版などの設備が設置されていない	
	小便器	・ 手すり付きの床置き式小便器が設置されている	
	誘導用ブロック	× ・ トイレへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	

券売機	高さ・蹴込み	・ 金銭投入口の高さは約 100 cmである ・ カウンター下部に蹴込みが設けられている	
	点字表示	・ 運賃などの主要なボタンに点字テープがはり付けられている	
	点字運賃表	・ 券売機の横に点字運賃表が設置されている	
	誘導用ブロック	・ 点字運賃表に誘導する視覚障害者誘導用ブロックは敷設されているが、券売機へ誘導する視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	

視覚表示設備等	運行情報提供設備	・ ホーム及び改札付近に列車案内表示器が設置されている	
	配置等の案内	・ 出入口から改札に通ずる経路に点字案内板が設置されている	
	誘導用ブロック	・ 点字案内版へ誘導する視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている	

： は移動円滑化基準・ガイドラインに適合， はガイドラインに不適合， × は移動円滑化基準に不適合

## イ バス車両

バス車両のバリアフリー化の状況を把握するため、公共交通移動円滑化基準<sup>2</sup>の項目について、その適合状況を公共交通事業者に確認しました。

芦屋浜営業所における低床車両の導入状況は、ノンステップバスが13両、ワンステップバスが24両、通常型車両が13両であり、低床化率は74%となっています。

また、ノンステップバス、ワンステップバスには、車いす対応のスロープ板、車いすスペース、車外用放送装置、車内の行先表示機が設置されています。

<sup>2</sup> 公共交通移動円滑化基準：交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（平成14年10月改正 国土交通省）」

ウ 道路

(ア) 歩道

歩道のバリアフリー化の状況を把握するため、下表のとおり道路移動円滑化基準<sup>4</sup>の適合状況を目視、実測により調査しました。

4 道路移動円滑化基準：交通バリアフリー法に基づく「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（平成13年6月改正 国土交通省）」

【歩道の調査項目】

調査項目	移動円滑化基準
有効幅員	・ 2m以上を確保する(車両乗入れ部を含む)
舗装	・ 雨水を地下に円滑に浸透させる構造とする ・ 平たんで滑りにくく、水はけの良い仕上げとする
勾配	・ 縦断勾配は5%(やむを得ない場合は8%)以下とする ・ 横断勾配は1%(やむを得ない場合は2%)以下とする
歩車道の分離	・ 車道などに対する高さは15cm以上の縁石を設置する ・ 必要に応じて、植樹帯、並木若しくは柵を設置する
高さ	・ 車道などに対する高さは5cmを標準とする(波打ち歩道を可能な限り無くす)
歩車道境界段差	・ 2cmを標準とする(車いす使用者の通行性、視覚障がい者の識別性などに配慮する)

：上記のほか、視覚障害者誘導用ブロックの敷設状況についても調査しました。

【A-1 国道2号(業平橋東詰交差点～三八通北交差点)】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・ 有効幅員は2m以上である	
舗装	-	・ コンクリートブロック舗装である	
勾配		・ 縦断勾配は5%以下である	
歩車道の分離		・ 高さ15cm以上の縁石が設置されている	
高さ		・ 歩道の波打ちは発生していない	
歩車道境界段差		・ 1cmである	
誘導用ブロック	×	・ 交差点以外は敷設されていない	

移動円滑化基準への適合： は適合， は一部不適合， ×は不適合， -については、舗装の平坦性、平滑性の数値判断が困難であるため、舗装済であれば舗装材のみ記載し評価していない(以下同様)

【A-2 国道43号(精道交差点～芦屋郵便局)】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・ 有効幅員は2m以上である	
舗装	-	・ コンクリートブロック舗装である	
勾配		・ 縦断勾配8%以上の箇所がある(橋付近)	
歩車道の分離		・ 高さ15cm以上の縁石などが設置されている	
高さ		・ 歩道の波打ちは発生していない	
歩車道境界段差		・ 1cmである	
誘導用ブロック	×	・ 交差点以外は敷設されていない	

【A-4 県道奥山精道線（阪神芦屋駅～精道交差点）】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・ 有効幅員は2m以上である	
舗装	-	・ インターロッキングブロック舗装である	
勾配		・ 縦断勾配は5%以下である	
歩車道の分離		・ 高さ15cm以上の縁石などが設置されている	
高さ	×	・ 歩道の波打ちが発生している	
歩車道境界段差		・ 1cmである	
誘導用ブロック		・ 誘導用ブロックが敷設されているが、形状が小さい	

【A-5 市道216号線（市民センター本館・ルナホール～業平橋東詰交差点）】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・ スロープの箇所では有効幅員が2m未満(1.2m)である	
舗装	-	・ 石材・タイル舗装である	
勾配		・ スロープの箇所などで縦断勾配が8%以上である	
歩車道の分離		・ 車止めが設置されている	
高さ		・ 歩道の波打ちは発生していない	
歩車道境界段差		・ 1cmである	
誘導用ブロック	×	・ 交差点以外は敷設されていない	

【A-6 市道216号線（業平橋東詰交差点～芦屋警察署）】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・ 街路樹、信号機などにより有効幅員が2m未満(0.5m, 1.0mなど)の箇所がある	
舗装	×	・ 未舗装である	
勾配		・ 車両乗入れ部の横断勾配が2%以上である	
歩車道の分離		・ 高さ15cm以上の縁石が設置されている	
高さ	×	・ 歩道の波打ちが発生している	
歩車道境界段差		・ 2cm以下である	
誘導用ブロック	×	・ 交差点以外は敷設されていない	

【A-7 市道216号線（芦屋警察署～芦屋市役所）】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員	×	・ 線路以北の有効幅員は2m(1.7m)未満である	
舗装	-	・ インターロッキングブロック舗装である	
勾配	×	・ 縦断勾配が8%以上である ・ 横断歩道の横断勾配が2%以上である	
歩車道の分離		・ 高さ15cm以上の縁石が設置されている	
高さ	×	・ 歩道の波打ちが発生している	
歩車道境界段差		・ 2cm以下である	
誘導用ブロック		・ 誘導用ブロックが敷設されているが、色が歩道と同色であり、形状が小さい	

バリアフリー基準調査

参考資料編

【A-8 市道 338-1 号線 (芦屋警察署前交差点～公光橋東詰交差点)】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・ 有効幅員は2m以上である	
舗装	-	・ アスファルト舗装である	
勾配		・ 縦断勾配は5%以下である	
歩車道の分離		・ 高さ15cm以上の縁石が設置されている	
高さ	×	・ 歩道の波打ちが発生している	
歩車道境界段差		・ 2cm以下である	
誘導用ブロック	×	・ 交差点以外は敷設されていない	

【A-9 市道 229 号線 (青少年センター前交差点～芦屋郵便局)】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・ 有効幅員は2m以上である	
舗装	-	・ インターロッキングブロック舗装である	
勾配		・ 縦断勾配8%以上の箇所がある(国道43号付近)	
歩車道の分離		・ 高さ15cm以上の縁石などが設置されている	
高さ		・ 歩道の波打ちは発生していない	
歩車道境界段差		・ 2cm以下である	
誘導用ブロック	×	・ 交差点以外は敷設されていない	

【A-10 市道 210 号線 (福祉会館・老人福祉会館～本通北交差点)】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・ 電柱などにより有効幅員2m未満の箇所(1.4m)がある	
舗装	-	・ インターロッキングブロック舗装である	
勾配		・ 縦断勾配は5%以下	
歩車道の分離		・ 高さ15cm以上の縁石が設置されている	
高さ		・ 歩道の波打ちは発生していない	
歩車道境界段差		・ 1cmである	
誘導用ブロック	×	・ 交差点以外は敷設されていない	

【A-11 市道 210 号線 (本通り)】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・ 有効幅員は2m以上である	
舗装	-	・ インターロッキングブロック舗装である	
勾配		・ 縦断勾配は5%以下である	
歩車道の分離		・ 高さ15cm以上の縁石などが設置されている	
高さ		・ 歩道の波打ちは発生していない	
歩車道境界段差		・ 1cmである	
誘導用ブロック	×	・ 交差点以外は敷設されていない	

【A-12 市道 200 号線 (三八通り～本通り)】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・ 植樹樹などにより有効幅員 2m 未満 (1.8m) の箇所がある	
舗装	-	・ インターロッキングブロック舗装である	
勾配		・ 縦断勾配は 5% 以下である	
歩車道の分離		・ 車止めなどが設置されている	
高さ		・ 歩道の波打ちは発生していない	
歩車道境界段差		・ 1cm である	
誘導用ブロック	×	・ 交差点以外は敷設されていない	

【B-2 県道奥山精道線 (精道小学校西門～精道交差点)】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・ 有効幅員は 2m 未満の箇所 (1.4m) がある	
舗装	-	・ インターロッキングブロック舗装である	
勾配		・ 縦断勾配 8% 以上の箇所がある (国道 43 号付近)	
歩車道の分離		・ 高さ 15cm 以上の縁石などが設置されている	
高さ	×	・ 歩道の波打ちが発生している	
歩車道境界段差		・ 1cm である	
誘導用ブロック		・ 誘導用ブロックが敷設されているが、形状が小さい	

【B-3 県道奥山精道線 (芦屋警察署前交差点～阪神芦屋駅)】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員	×	・ 有効幅員は 2m 未満 (1.4m, 踏切部は 1.0m) である	
舗装	-	・ インターロッキングブロック舗装である	
勾配		・ 縦断勾配は 5% 以下である	
歩車道の分離		・ 車止めが設置されている	
高さ		・ 歩道の波打ちは発生していない	
歩車道境界段差		・ 1cm である	
誘導用ブロック	×	・ 交差点以外は敷設されていない	

【B-4 市道 338-1 号線 (青少年センター前交差点～公光橋東詰交差点)】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・ 有効幅員は 2m 以上である	
舗装	-	・ アスファルト舗装である	
勾配	×	・ 縦断勾配は 8% 超である	
歩車道の分離		・ 高さ 15cm 以上の縁石などが設置されている	
高さ		・ 歩道の波打ちは発生していない	
歩車道境界段差		・ 1cm である	
誘導用ブロック	×	・ 交差点以外は敷設されていない	

バリアフリー基準調査

参考資料編

【B-5 市道 338-1 号線 ( 芦屋警察署前交差点 ~ 三八通り )】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・有効幅員は2m以上である	
舗装	-	・インターロッキングブロック舗装である	
勾配	×	・縦断勾配は8%超である	
歩車道の分離		・高さ15cm以上の縁石などが設置されている	
高さ		・歩道の波打ちは発生していない	
歩車道境界段差		・2cm以下である	
誘導用ブロック	×	・交差点以外は敷設されていない	

【B-6 市道 196 号線 ( 三八通り )】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員	×	・植樹樹、照明柱などが断続的にあり、有効幅員は2m未満である(1.2m, 1.4mなど)	
舗装	-	・インターロッキングブロック舗装である	
勾配		・縦断勾配8%以上の箇所がある(国道2号付近)	
歩車道の分離	×	・高さ15cm以上の縁石などが設置されていない	
高さ		・歩道の波打ちは発生していない	
歩車道境界段差		・1cmである	
誘導用ブロック	×	・交差点以外は敷設されていない	

【B-7 市道 215 号線 ( 精道交差点 ~ 芦屋公園 ( テニスコート ) 北東交差点 )】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員	×	・有効幅員は2m未満(1.5m, 電柱がある箇所は0.9m)である	
舗装	-	・アスファルト舗装である	
勾配		・縦断勾配は5%以下である	
歩車道の分離		・高さ15cm以上の縁石が設置されている	
高さ	×	・歩道の波打ちが発生している	
歩車道境界段差		・2cm以下である	
誘導用ブロック	×	・交差点以外は敷設されていない	

【B-8 市道 312 号線 ( 芦屋公園 ( テニスコート ) 北東交差点 ~ 鶴塚橋東詰交差点 )】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
有効幅員		・有効幅員は2m以上である	
舗装	-	・アスファルト舗装である	
勾配		・縦断勾配は5%以下である	
歩車道の分離		・高さ15cm以上の縁石が設置されている	
高さ		・歩道の波打ちが発生している	
歩車道境界段差		・2cm以下である	
誘導用ブロック	×	・交差点以外は敷設されていない	

(イ) 立体横断施設

生活関連経路を構成する立体横断施設として芦屋歩道橋があります。そのため、芦屋歩道橋のバリアフリー化の状況についても、下表のとおり道路移動円滑化基準の適合状況を目視、実測により調査しました。

【立体横断施設の調査項目】

調査項目	移動円滑化基準
昇降施設	・ 移動円滑化された立体横断施設にはエレベータ -などを設置する
スロープ	・ 有効幅員は2m(やむを得ない場合は1m)以上確保する ・ 縦断勾配は5%(やむを得ない場合は8%)以下とし、高さ75cm以内ごとに踏み幅1.5m以上の踊り場を設置する ・ 二段式の手すりを両側に設置する ・ 路面は、平たんで滑りにくく、水はけの良い仕上げとする など
通路	・ 有効幅員は2m以上確保する ・ 二段式の手すりを両側に設置する ・ 路面は、平たんで滑りにくく、水はけの良い仕上げとする など
階段	・ 有効幅員は1.5m以上確保する ・ 二段式の手すりを両側に設置する ・ 踏面は、平たんで滑りにくく、水はけの良い仕上げとし、段を容易に識別できるものとする など

：上記のほか、視覚障害者誘導用ブロックの敷設状況についても調査しました。

【B-1 国道43号(芦屋歩道橋)】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真	
昇降施設	×	・ エレベーターが設置されていない。		
スロープ	有効幅	・ 有効幅員は2.25mである		
	勾配・踊り場	×		・ 勾配は約16%である
	手すり	×		・ 手すりが両側に設置されているが、1段式であり、手すりの端部付近に点字がない
	床面			・ 滑りにくい(表面に凸凹がある)仕上げである
	誘導用ブロック	×		・ 下端付近に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているが、上端付近にない
通路	有効幅	・ 有効幅員は2.25mである		
	手すり	×		・ 手すりが設置されていない
	路面			・ 滑りにくい仕上げとなっている。
	誘導用ブロック	×		・ 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない
階段	有効幅	・ 有効幅員は1.5mである		
	手すり	×		・ 手すりが両側に設置されているが、1段式であり、手すりの端部付近に点字がない
	踏面			・ 踏面にノンスリップがはり付けられている。 ・ 段を容易に識別できる工夫がされている。
	誘導用ブロック	×		・ 下端付近に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているが、上端付近にない

## エ 交通安全施設

生活関連経路に設置される信号機や横断歩道などの交通安全施設については、移動の安全性向上を図るため、基本構想に基づいて整備される交通安全施設の基準<sup>5</sup>への適合を進めていく必要があります。

生活関連経路上の交通安全施設のバリアフリー状況を把握するため、交通安全施設の基準の適合状況を目視、実測により調査しました。

本通北交差点、芦屋警察署前交差点の2箇所の信号機を除き、音響式信号機が設置されていません。

また、国道2号、国道43号を横断するための歩行者用青信号時間は、歩行者の歩行速度をおおむね1.0m/秒で設定されています。しかし、高齢者や下肢に障がいのある方などの歩行速度は1.0m/秒より遅く、これらの広幅員道路の横断においては、歩行者が安全に横断するための歩行者用青信号時間が十分に確保できていないといえます。

<sup>5</sup>交通安全施設の基準：交通バリアフリー法に基づく「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準（平成12年10月 国家公安委員会）」

オ 官公庁施設等の建築物

官公庁施設などの建築物のバリアフリー化の状況を把握するため、各施設設置管理者に調査票の記入を依頼し、建築物移動等円滑化基準<sup>6</sup>の主な項目について、その適合状況の確認を行いました。

6 建築物移動等円滑化基準：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）施行令（平成 18 年 12 月 国土交通省）」で定める「移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準」

【芦屋市役所】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
屋外	敷地内通路	・ 幅 140 cm, 勾配約 8% のスロープがあるが、手すりが設置されていない(北館の東側)	
		・ スロープの勾配は約 15% であり、手すりが設置されていない(北館の西側)	
	誘導用ブロック	・ 誘導用ブロックが敷設されているが、色が路面と同色である	
	駐車場	・ 幅 500 cm の車いす用駐車スペースがある	
建物の出入口		・ 出入口の幅は 165 cm である	
屋内	廊下等	・ 廊下幅は 120 cm 以上である、スロープがある	
	スロープ	-	
	エレベーター	・ 出入口の幅 90 cm, 床面積が約 2.0 m <sup>2</sup> である	
	階段	・ 段が識別しにくい	
	出入口(部屋)	-	
	トイレ	・ 車いす使用者用トイレなどが設置されているが、オストメイト対応トイレが設置されていない	
誘導用ブロック	×	・ 階段、スロープの上端付近に誘導用ブロックが敷設されていない、案内設備までの経路の誘導用ブロックの色が床面と同色である	

利用円滑化基準への適合： は適合， は一部不適合， × は不適合， - については、特に設置する必要がなく、該当する施設がない（以下同様）

【芦屋警察署】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真	
屋外	敷地内通路	・ 幅 120 cm, 勾配約 3% のスロープがある(階段併設)		
	誘導用ブロック	・ 誘導用ブロックが敷設されている		
	駐車場	・ 幅 350 cm の車いす用駐車スペースがある		
建物の出入口		・ 出入口の幅は 200 cm である		
屋内	廊下等	・ 廊下幅は 160 cm である、段差がない		<p>[ 道路との連続性 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路と敷地の境界部分に段差はない</li> </ul>
	スロープ	-		
	エレベーター	・ 出入口の幅 80 cm, 床面積が約 1.9 m <sup>2</sup> である		
	階段	・ 手すりが設置され、段は識別しやすい		
	出入口(部屋)	-		
	トイレ	・ 車いす使用者用トイレなどが設置されているが、オストメイト対応トイレが設置されていない		
誘導用ブロック		・ 案内設備までの経路などに誘導用ブロックが敷設されている。		

【芦屋税務署】

項目		適合	バリアフリー化の状況	現況写真
屋外	敷地内通路		・ 幅 120 cm, 勾配約 8% のスロープがある(階段併設)	 <p>[ 道路との連続性 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路と敷地の境界部分に段差はないが, 西側の敷地内通路の勾配が約 10% である</li> </ul>
	誘導用ブロック		・ 誘導用ブロックが敷設されている	
	駐車場		・ 幅 350 cm の車いす用駐車スペースがある	
建物の出入口			・ 出入口の幅は 160 cm である	
屋内	廊下等		・ 廊下幅は 190 cm である, 段差がない	
	スロープ		・ 幅 175 cm, 勾配約 12% のスロープがある(高さ 16cm 以下)	
	エレベーター		・ 出入口の幅 90 cm, 床面積が約 2.2 m <sup>2</sup> である	
	階段		・ 手すりが設置され, 段は識別しやすい	
	出入口(部屋)	-		
	トイレ		・ 車いす使用者用トイレなどが設置されているが, オストメイト対応トイレが設置されていない	
誘導用ブロック			・ 案内設備までの経路などに誘導用ブロックが敷設されている	

【芦屋健康福祉事務所】

項目		適合	バリアフリー化の状況	現況写真
屋外	敷地内通路		・ 通行幅 120 cm 以上, 段差がない	 <p>[ 道路との連続性 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路と敷地の境界部分に段差はない</li> </ul>
	誘導用ブロック		・ 誘導用ブロックが敷設されている	
	駐車場		・ 車いす用駐車スペースの幅が 320 cm である	
建物の出入口			・ 出入口の幅は 130 cm である	
屋内	廊下等		・ 廊下幅は 170 cm である, 段差がない	
	スロープ	-		
	エレベーター	×	・ 必要階に行くエレベーターが設置されていない	
	階段		・ 手すりが設置され, 段は識別しやすい	
	出入口(部屋)		・ 出入口の幅は 90 cm である	
	トイレ		・ 車いす使用者用トイレ, オストメイト対応トイレなどが設置されている	
誘導用ブロック			・ 案内設備までの経路などに誘導用ブロックが敷設されている	

【芦屋市保健センター】

項目		適合	バリアフリー化の状況	現況写真
屋外	敷地内通路		・ 幅 150 cm, 勾配約 8% のスロープがあるが, 手すりが設置されていない(西側)	 <p>[ 道路との連続性 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路と敷地の境界部分に段差はない</li> </ul>
	誘導用ブロック		・ 誘導用ブロックが敷設されている	
	駐車場	×	・ 車いす用駐車スペースがない	
建物の出入口			・ 出入口の幅は 150 cm である	
屋内	廊下等		・ 廊下幅は 120 cm である, 段差がない	
	スロープ	-		
	エレベーター	×	・ 必要階に行くエレベーターが設置されていない	
	階段		・ 手すりが設置され, 段は識別しやすい	
	出入口		・ 出入口の幅は 150 cm である	
	トイレ		・ 車いす使用者用トイレなどが設置されているが, オストメイト対応トイレが設置されていない	
誘導用ブロック			・ 案内設備までの経路に誘導用ブロックが敷設されているが, 階段の上端付近に誘導用ブロックが敷設されていない	

【福祉会館・老人福祉会館】

項目		適合	バリアフリー化の状況	現況写真
屋外	敷地内通路		・ 幅 110 cm, 勾配約 8% のスロープがある (階段併設)	 <p>[ 道路との連続性 ] ・ 道路と敷地の境界部分に段差がある</p>
	誘導用ブロック		・ 誘導用ブロックが敷設されているが、色が路面と同色である	
	駐車場		・ 車いす用駐車スペースの幅が 300 cm である	
建物の出入口			・ 出入口の幅は 135 cm である	
屋内	廊下等		・ 廊下幅は 190 cm である, 段差がない	
	スロープ	-		
	エレベーター		・ 出入口の幅 90 cm, 床面積が約 2.1 m <sup>2</sup> である	
	階段		・ 手すりが設置され, 段は識別しやすい。	
	出入口 (部屋)		・ 出入口の幅は 120 cm である	
	トイレ		・ 車いす使用者用トイレなどが設置されているが, オストメイト対応トイレが設置されていない	
誘導用ブロック	×	・ 案内設備までの経路に誘導用ブロックが敷設されていない, 階段上端付近の誘導用ブロックの色が床面と同色である		

【市民センター本館】

項目		適合	バリアフリー化の状況	現況写真
屋外	敷地内通路		・ 幅 120 cm, 勾配約 8% のスロープがある (階段併設)	 <p>[ 道路との連続性 ] ・ 道路と敷地の境界部分に段差はない</p>
	誘導用ブロック		・ 誘導用ブロックが敷設されているが、色が路面と同色である	
	駐車場	-	・ 駐車場は設置されていない	
建物の出入口			・ 出入口の幅は 160 cm である	
屋内	廊下等		・ 廊下幅は 290 cm である, スロープがある	
	スロープ		・ スロープ幅が 100 cm である (階段併設)	
	エレベーター		・ 出入口の幅 80 cm, 床面積が約 1.9 m <sup>2</sup> である	
	階段		・ 3階～4階に回り階段がある	
	出入口 (部屋)		・ 出入口の幅は 80 cm である	
	トイレ		・ 車いす使用者用トイレが設置されているが, オストメイト対応トイレや男子トイレに床置き式小便器が設置されていない	
誘導用ブロック		・ 案内設備までの経路に誘導用ブロックが敷設されているが, スロープの上端付近に誘導用ブロックが敷設されていない		

【ルナホール】

項目		適合	バリアフリー化の状況	現況写真
屋外	敷地内通路		・ 通路の勾配が約 11% である (西側から1階玄関への通路)	 <p>[ 道路との連続性 ] ・ 道路と敷地の境界部分に段差はない</p>
			・ 幅 130 cm, 勾配約 8% のスロープがある (地下小ホール玄関への通路)	
	誘導用ブロック		・ 誘導用ブロックが敷設されているが、色が路面と同色である	
駐車場	-	・ 駐車場は設置されていない		
建物の出入口			・ 出入口の幅は 220 cm である	
屋内	廊下等		・ ロビーになっている, 段差がない	
	スロープ	-		
	エレベーター		・ 出入口の幅 80 cm, 床面積が約 2.0 m <sup>2</sup> である	
	階段		・ 手すりが設置され, 段は識別しやすい	
	出入口 (部屋)		・ 出入口の幅は 170 cm である	
	トイレ		・ 車いす使用者用トイレなどが設置されているが, オストメイト対応トイレが設置されていない	
誘導用ブロック	×	・ 案内設備までの経路に誘導用ブロックが敷設されていない, 階段上端付近の誘導用ブロックの色が床面と同色である		

【体育館・青少年センター】

項目		適合	バリアフリー化の状況	現況写真
屋外	敷地内通路		・ 通行幅 120 cm以上, 段差がない	 <p>[ 道路との連続性 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路と敷地の境界部分に段差がある</li> </ul>
	誘導用ブロック		・ 誘導用ブロックが敷設されている	
	駐車場		・ 幅 380 cmの車いす用駐車スペースがある	
建物の出入口			・ 出入口の幅は 180 cmである	
屋内	廊下等		・ 廊下幅は 350 cmであり, 段差がない	
	スロープ	-		
	エレベーター		・ 出入口の幅 90 cm, 床面積が約 2.0 m <sup>2</sup> である	
	階段		・ 手すりが設置され, 段は識別しやすい	
	出入口(部屋)		・ 出入口の幅は 90 cmである	
	トイレ		・ 車いす使用者用トイレなどが設置されているが, オストメイト対応トイレが設置されていない	
誘導用ブロック			・ 案内設備までの経路などに誘導用ブロックが敷設されている	

【芦屋郵便局】

項目		適合	バリアフリー化の状況	現況写真
屋外	敷地内通路		・ 幅 120 cm, 勾配約 8%のスロープがある(階段併設)	 <p>[ 道路との連続性 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路と敷地の境界部分に段差はない</li> </ul>
	誘導用ブロック		・ 誘導用ブロックが敷設されている	
	駐車場		・ 車いす用駐車スペースの幅が 350 cmである	
建物の出入口			・ 出入口の幅は 105 cmである	
屋内	廊下等		・ 廊下幅は 173 cmであり, 段差がない	
	スロープ	-		
	エレベーター	-		
	階段	-		
	出入口		・ 出入口の幅は 90 cmである	
	トイレ	-		
誘導用ブロック			・ 窓口までの経路などに誘導用ブロックが敷設されている	

【連絡通路(駅～市役所)】

項目		適合	バリアフリー化の状況	現況写真
建物の出入口			・ 出入口の幅は約 300 ~ 380 cmである	
屋内	連絡通路		・ 通路幅は約 300 ~ 380 cmである, スロープがある	
	スロープ		・ 勾配は約 9.5%であり, 手すりが設置されていない	
誘導用ブロック		×	・ 通路, スロープの上下端付近に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	

カ 都市公園

都市公園のバリアフリー化の状況を把握するため、都市公園移動等円滑化基準<sup>7</sup>の主な項目について、その適合状況を目視、実測により調査しました。

7 都市公園移動等円滑化基準：バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（平成 18 年 12 月 国土交通省）」

【芦屋公園】

項目		適合	バリアフリー化の状況	現況写真
園路	出入口		・ 有効幅員は 170～510 cm である	
	通路	×	・ 有効幅員は 150～300 cm であるが、段差がある	
	スロープ	-		
	階段	-		
	誘導用ブロック等	-	・ 落下などの危険防止が必要な箇所はない	
公園施設	休憩所	-		[ 道路との連続性 ] ・ 道路との境界部分に段差がある
	トイレ	×	・ 車いす使用者用トイレなどが設置されていない	
	水飲場	-		
	手洗場		・ 高さが 90 cm である、下部スペースがない	

移動等円滑化基準への適合： ○ は適合， △ は一部不適合， × は不適合， - については、特に設置する必要がなく、該当する施設がない（以下同様）

【市民公園】

項目		適合	バリアフリー化の状況	現況写真
園路	出入口		・ 有効幅員は 360 cm である	
	通路	-		
	スロープ	-		
	階段	-		
	誘導用ブロック等	-	・ 落下などの危険防止が必要な箇所はない	
公園施設	休憩所		・ 有効幅 600 cm，屋根が設置されているが、出入口に段差がある	[ 道路との連続性 ] ・ 道路との境界部分に段差がある
	トイレ	×	・ 車いす使用者用トイレなどが設置されていない	
	水飲場		・ 高さが 90 cm である、下部スペースがない	
	手洗場		・ 高さが 80 cm である、下部スペースがない	

【大榭公園】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
園路	出入口	・ 有効幅員は 650 ~ 700 cm である	
	通路	-	
	スロープ	・ 勾配は約 7 % であるが、手すりが片側しか設置されていない	
	階段	・ 手すりの端部付近に点字がない	
	誘導用ブロック等	× ・ 公園内の小川に立ち上がり部、誘導用ブロックなどが無い	
公園施設	休憩所	・ 有効幅 600 cm, 屋根が設置されている	[ 道路との連続性 ] ・ 道路との境界部分に段差はない
	トイレ	・ 車いす使用者用トイレなどが設置されている	
	水飲場	・ 高さが 80 cm である, 下部スペースがある	
	手洗場	・ 高さが 60 cm である	

【業平公園】

項目	適合	バリアフリー化の状況	現況写真
園路	出入口	・ 有効幅員は 500 cm であり, 幅 100 cm のスロープがある ( 階段併設 )	
	通路	× ・ トイレまでの通路に有効幅員 90 cm の箇所がある, 段差がある	
	スロープ	× ・ 勾配は約 16 % であり, 手すりが設置されていない	
	階段	× ・ 手すりが設置されていない, 段が識別しにくい	
	誘導用ブロック等	× ・ 階段の両側に立ち上がり部などが無い	
公園施設	休憩所	・ 有効幅 300 cm, 屋根が設置されているが, 出入口に段差がある	[ 道路との連続性 ] ・ 道路との境界部分に段差はない
	トイレ	× ・ 車いす使用者用トイレなどが設置されていない	
	水飲場	-	
	手洗場	・ 高さが 110 cm である, 下部スペースがない	

## 2 知的・精神障がいのある方に対するヒアリング調査

### (1) 調査の概要

#### ア 調査の目的

現地点検調査を実施するに当たり、知的障がいのある方及び精神障がいのある方に対する調査上の留意点を把握するため実施しました。その際、基本構想策定の参考とすることを目的に、阪神芦屋駅及び周辺の歩道などにおいて、知的障がいのある方及び精神障がいのある方が普段感じている様々な制限などについても聴き取り調査を実施しました。

#### イ 知的障がいのある方に対するヒアリングの実施状況

日 時	平成 18 年 9 月 13 日 (水) 14:30 ~ 15:00
場 所	芦屋市役所北館 3 階 開発指導課奥会議室
出席者	社会福祉法人 三田谷治療教育院 知的障害者通所授産施設「ワークホームつつじ」施設長 1 名

#### ウ 精神障がいのある方に対するヒアリングの実施状況

日 時	平成 18 年 9 月 14 日 (木) 14:00 ~ 15:00
場 所	芦屋メンタルサポートセンター「ライラック」
出席者	ライラック代表 1 名, 精神障がいのある方 4 名, ボランティア 2 名

## (2) 調査の結果

項 目	知的障がいのある方	精神障がいのある方
公共交通機関	鉄道駅等 (阪神芦屋駅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阪神芦屋駅の東側出入口は階段しかない。</li> <li>・ 遮断機の降りるスピードが早い。</li> <li>・ 薬を飲むため水分を大量に取る。そのため、トイレをよく利用する。トイレをきれいにしたい。</li> <li>・ エレベーターが欲しい。</li> <li>・ 立体交差にすれば歩きやすい。</li> </ul>
	バス・タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南芦屋浜病院へ行くバスの便数が少ない。</li> <li>・ バス停でバスの接近が分かるようにしてほしい。</li> <li>・ ノンステップバスを増やしてほしい。</li> <li>・ 精神障がいのある方に対するタクシー割引(福祉タクシー)が欲しい。</li> </ul>
道路	歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健常者では感じない少しの段差でも、つま先で歩く人はつまずく。</li> <li>・ 歩道が狭い。(県道奥山精道線, 三井住友銀行前)</li> <li>・ 歩行者や自転車が十分に通れる幅員が欲しい。</li> <li>・ 市役所の東側の歩道で43号に向かって下らずにそのまま水平に行けば横断歩道橋に直接タッチするのは。</li> <li>・ タバコのポイ捨てが目立つ。バス停に灰皿を設置してほしい。</li> </ul>
	信号機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者用信号を音響式にしたい。</li> <li>・ 歩行者用青信号の残り時間を表示してほしい。</li> </ul>
建築物	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A T Mコーナーに設置されているゴミ箱の口が狭く、ごみを捨てにくい。</li> <li>・ A T Mを休日の半日でも利用できるようにしてほしい。</li> <li>・ トイレの洗面器の蛇口をセンサー式にしたい。ハンドドライヤーも必要。</li> <li>・ 建物内にある時計をもう少し増やしてほしい。大きさも大きくしてほしい。</li> <li>・ 土日・祝日に駐車場を有料で開放してほしい。</li> <li>・ 待合ロビーを大きくしてほしい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文字の認識が難しい場合がある。サインボードなどを使い、イメージ図で視覚的に訴えることが大事。</li> <li>・ 精神障がいのある方は、これまでがんばってきた人であるため、基本的に「がんばれ」といった言葉はプレッシャーになる。</li> <li>・ 一方、知的障がいのある方に対しては、「がんばれ」といって励ましてあげることが大事。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空間を増やして、まちなかの緑を増やしてほしい。</li> </ul>

: 上段は問題点, 下段は提案

### 3 乳幼児同伴者アンケート調査

#### (1) 調査の概要

##### ア 調査の目的

市内に居住する子育て中の方で、妊娠時及び子供連れ時において普段感じている様々な制限やバリアフリーに関する意見を把握し、基本構想策定の参考とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

##### イ 調査の方法

4ヶ月児健康診査，BCG接種（満3歳～6ヶ月未満）のそれぞれの会場において、以下のとおり実施しました。

##### (ア) 4ヶ月児健康診査

日 時	平成 18 年 10 月 3 日（火） 13：00～15：00
場 所	芦屋健康福祉事務所（芦屋保健所）
対 象 者	4ヶ月児健康診査にお越しの乳幼児同伴者
調査内容	アンケート用紙を用いて市職員による聴き取り調査
回答者数	17人

##### (イ) BCG接種（満3歳～6ヶ月未満）

日 時	平成 18 年 10 月 16 日（月） 13：30～15：00
場 所	保健センター
対 象 者	BCG接種（満3歳～6ヶ月未満）にお越しの乳幼児同伴者
調査内容	アンケート用紙を用いて市職員による聴き取り調査
回答者数	26人

##### ウ 調査内容

- (ア) 妊娠時及び子供連れでの外出状況について
- (イ) 阪神芦屋駅の施設の利用状況について
- (ウ) 交通バリアフリー等に関する自由意見

## (2) 調査結果の概要

(回答者数：43人)

回答者自身	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答して頂いた方の10割が0歳児の母親でした。</li> <li>・ また、0歳児のほか、1～2歳児の子供、3歳児～小学校入学前の子供、小学校以上の子供を持つ母親は41.9%となっています。</li> </ul>
-------	---

## 【妊娠時及び子供連れでの外出状況について】

項目	回答結果の概要
外出の頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠時では、ほぼ毎日外出している方が74.4%となっています。</li> <li>・ また、子供連れ時でも半数以上の方がほぼ毎日外出しています。</li> </ul>
外出時の移動手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠時、子供連れ時ともに徒歩が最も多く、それぞれ67.4%、76.7%となっています。</li> </ul>
外出時のベビーカーの利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常にベビーカーを利用する、若しくはベビーカーを利用することが多い方は8割以上となっています。</li> </ul>
妊娠前と比較した電車の利用割合の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠時に利用する割合が減った方は20.9%でしたが、子供連れ時に利用する割合が減った方は60.5%となっています。</li> </ul>

## 【阪神芦屋駅周辺の施設の利用状況について】

項目	回答結果の概要
よく利用する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健センターが62.8%と最も多く、次いで、芦屋市役所が55.8%、芦屋郵便局が11.6%などとなっています。</li> </ul>
よく利用する施設のうち不便な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不便を感じる施設として芦屋市役所、芦屋公園、保健センターがあげられています。</li> </ul>
施設までの経路で不便を感じる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「歩道の幅が狭い」が41.9%と最も多く、次いで、「歩道が滑りやすく凸凹がある」が30.2%、「自転車が通行し危険を感じる」が14.0%、「歩道が無い」が14.0%などとなっています。</li> </ul>
阪神芦屋駅で不便を感じる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「エレベーターが無い」が41.9%と最も多く、次いで、「上りのエスカレーターしか無い」が23.3%、「改札が狭い」が14.0%などとなっています。</li> </ul>
駅や施設の利用で手助けして欲しいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠時では、「電車・バスで席を譲ってくれる」が27.9%と最も多くなっています。</li> <li>・ 子供連れ時では、「階段等でベビーカーを運んでくれる」が53.5%、「出入口やエレベーターの扉を押さえてくれる」が48.8%などとなっています。</li> </ul>

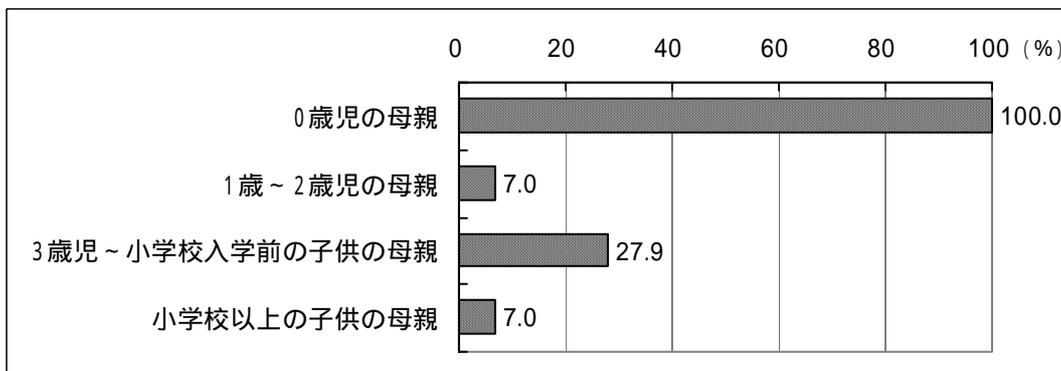
## 【交通バリアフリー等に関する自由意見（全て記載）】

項 目		自由意見
施設	鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阪神芦屋駅をなんとかして欲しい，打出の前に芦屋でしよう！特急も止まるのに！</li> <li>・ 利用しにくいので阪神芦屋駅は使わない</li> <li>・ 駅や建物には，必ずエレベーターを設置して欲しい</li> <li>・ 阪神芦屋駅にエレベーターを，阪神三宮にもエレベーターが無い</li> <li>・ 駅にエレベーターをつけて欲しい</li> <li>・ 阪神芦屋駅にエレベーターがない（中央に設置して欲しい），エスカレーターがあってもベビーカーで上がれない</li> </ul>
	都市公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山側の公園，東山公園，朝日ヶ丘公園は，草がぼうぼうなので手入れをして欲しい</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラポルテ，おむつ替えする場所が少ない</li> <li>・ エレベーターがあると便利</li> <li>・ 施設にエレベーターが欲しい</li> </ul>
道路		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道が狭く，ガタガタで歩きにくい所が多い</li> <li>・ 歩道が凸凹で狭い</li> <li>・ 東山町は，街灯が少なく暗い</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グレーチングにベビーカーの車輪が挟まる</li> <li>・ 子供連れの利用者に不自由なくして欲しい</li> </ul>

(3) 調査の結果

ア 回答者自身について

(ア) 子供の年齢 [複数回答]

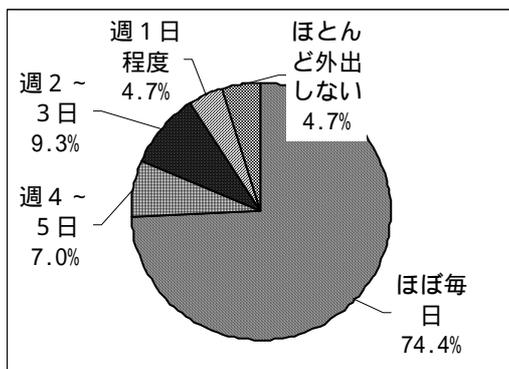


項目	人数(人)	割合 (%)
0歳児の母親	43	100.0
1歳～2歳児の母親	3	7.0
3歳児～小学校入学前の子供の母親	12	27.9
小学校以上の子供の母親	3	7.0
回答者数	43	100.0

イ 妊娠時及び子供連れでの外出状況について

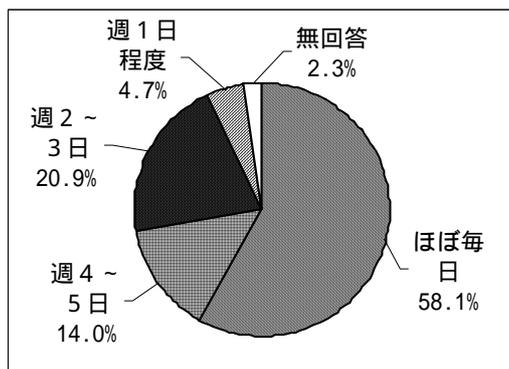
(ア) 外出の頻度

【妊娠時】



項目	人数(人)	割合 (%)
ほぼ毎日	32	74.4
週4～5日	3	7.0
週2～3日	4	9.3
週1日程度	2	4.7
月に数日	0	0.0
ほとんど外出しない	2	4.7
計	43	100.0

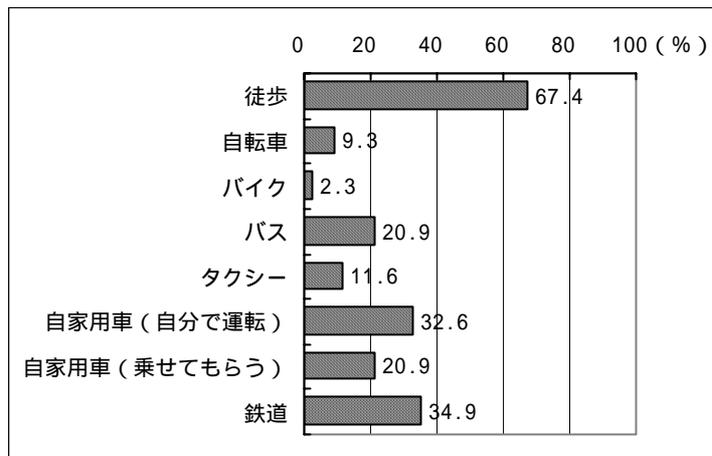
【子供連れ時】



項目	人数(人)	割合 (%)
ほぼ毎日	25	58.1
週4～5日	6	14.0
週2～3日	9	20.9
週1日程度	2	4.7
月に数日	0	0.0
ほとんど外出しない	0	0.0
無回答	1	2.3
計	43	100.0

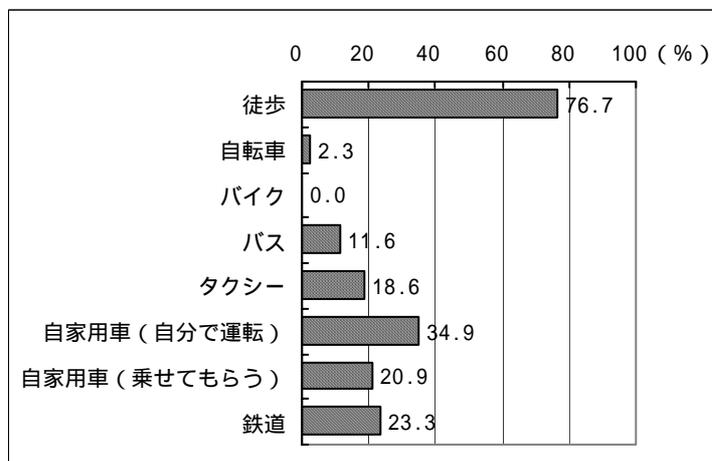
## (イ) 外出時の移動手段 [ 複数回答 ]

## 【妊娠時】



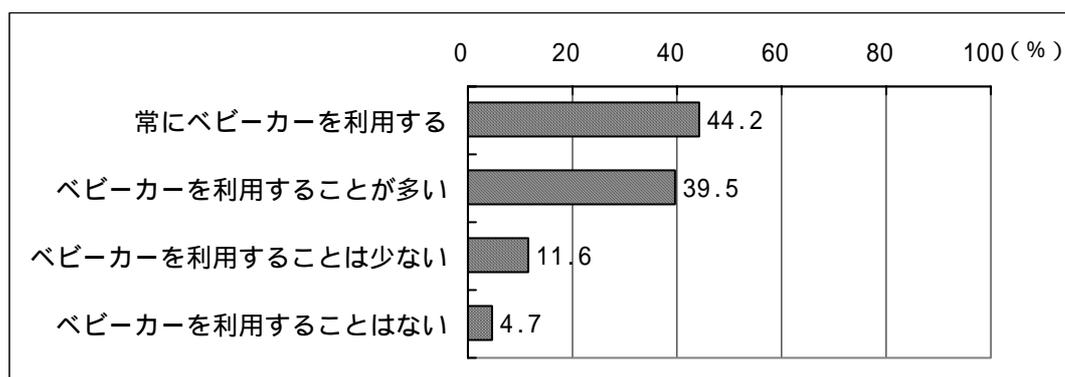
項目	人数(人)	割合(%)
徒歩	29	67.4
自転車	4	9.3
バイク	1	2.3
バス	9	20.9
タクシー	5	11.6
自家用車(自分で運転)	14	32.6
自家用車(乗せてもらう)	9	20.9
鉄道	15	34.9
その他	0	0.0
回答者数	43	100.0

## 【子連れ時】



項目	人数(人)	割合(%)
徒歩	33	76.7
自転車	1	2.3
バイク	0	0.0
バス	5	11.6
タクシー	8	18.6
自家用車(自分で運転)	15	34.9
自家用車(乗せてもらう)	9	20.9
鉄道	10	23.3
その他	0	0.0
回答者数	43	100.0

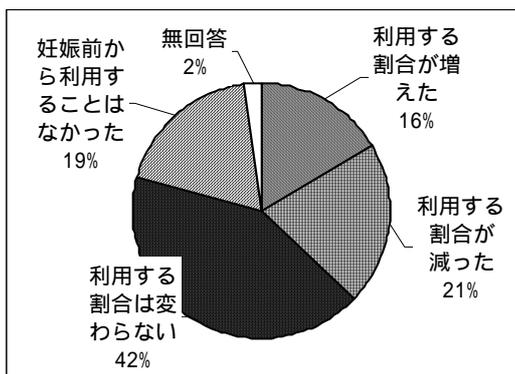
## (ウ) 外出時のベビーカーの利用状況



項目	人数(人)	割合(%)
常にベビーカーを利用する	19	44.2
ベビーカーを利用することが多い	17	39.5
ベビーカーを利用することは少ない	5	11.6
ベビーカーを利用することはない	2	4.7
計	43	100.0

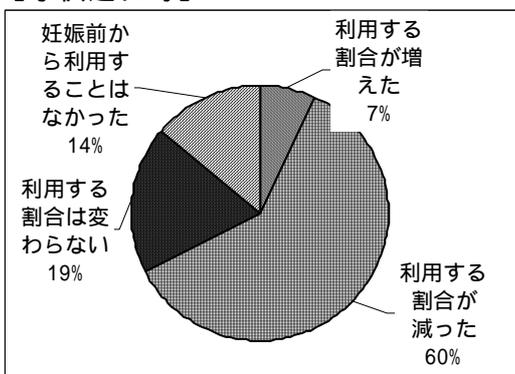
(I) 妊娠前と比較した電車の利用割合の変化

【妊娠時】



項目	人数(人)	割合(%)
利用する割合が増えた	7	16.3
利用する割合が減った	9	20.9
利用する割合は変わらない	18	41.9
妊娠前から利用することはなかった	8	18.6
無回答	1	2.3
計	43	100.0

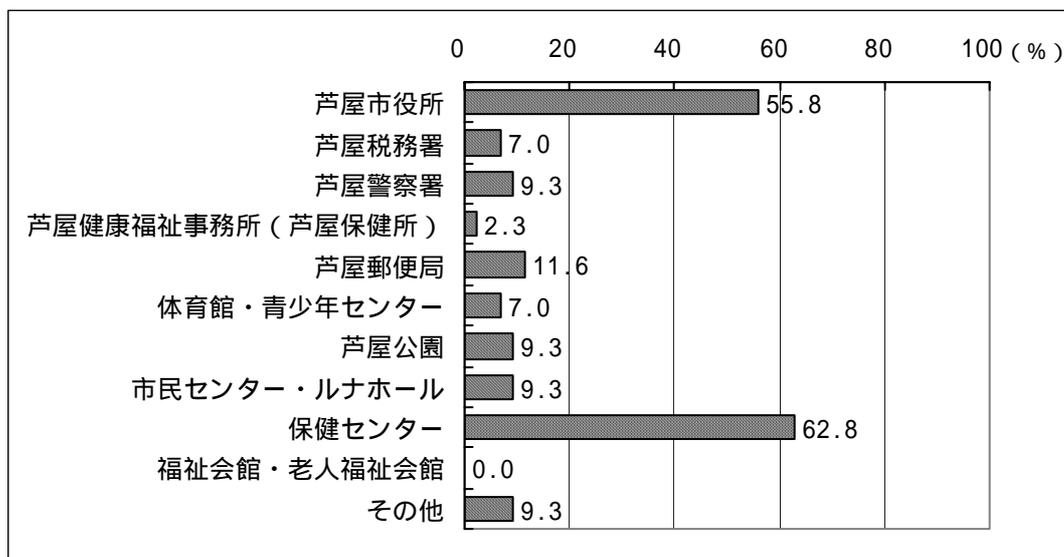
【子供連れ時】



項目	人数(人)	割合(%)
利用する割合が増えた	3	7.0
利用する割合が減った	26	60.5
利用する割合は変わらない	8	18.6
妊娠前から利用することはなかった	6	14.0
無回答	0	0.0
計	43	100.0

## ウ 阪神芦屋駅周辺の施設の利用について

## (ア) 妊娠時・子供連れ時によく利用する施設 [複数回答]

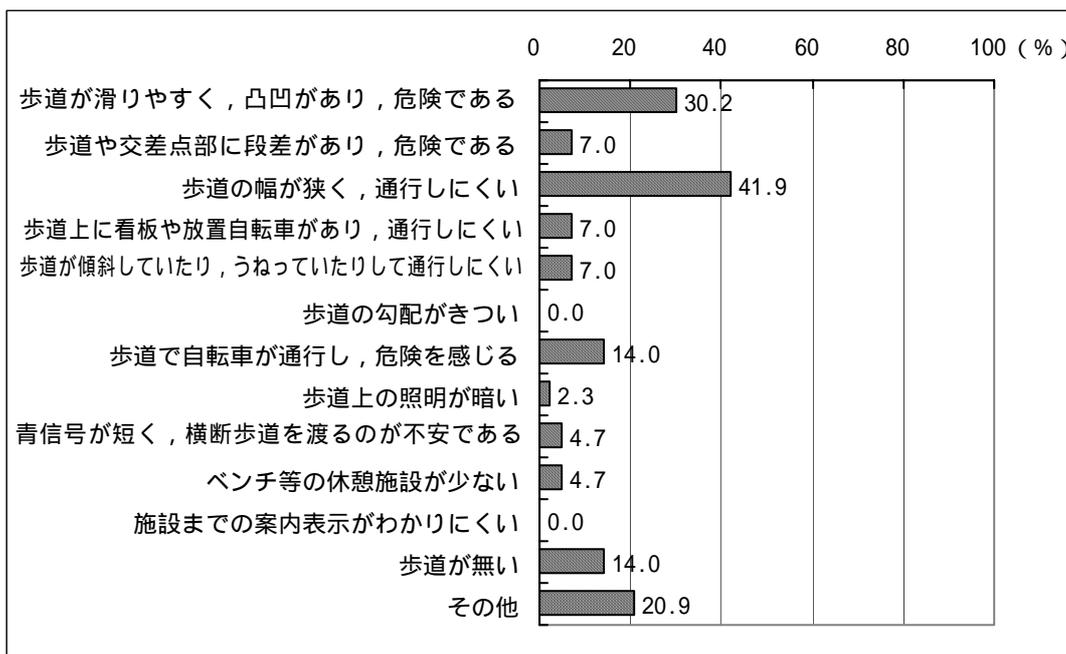


項目	人数(人)	割合 (%)
芦屋市役所	24	55.8
芦屋税務署	3	7.0
芦屋警察署	4	9.3
芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所)	1	2.3
芦屋郵便局	5	11.6
体育館・青少年センター	3	7.0
芦屋公園	4	9.3
市民センター・ルナホール	4	9.3
保健センター	27	62.8
福祉会館・老人福祉会館	0	0.0
その他	4	9.3
回答者数	43	100.0

## (イ) 妊娠時・子供連れ時によく利用する施設のうち不便を感じる施設

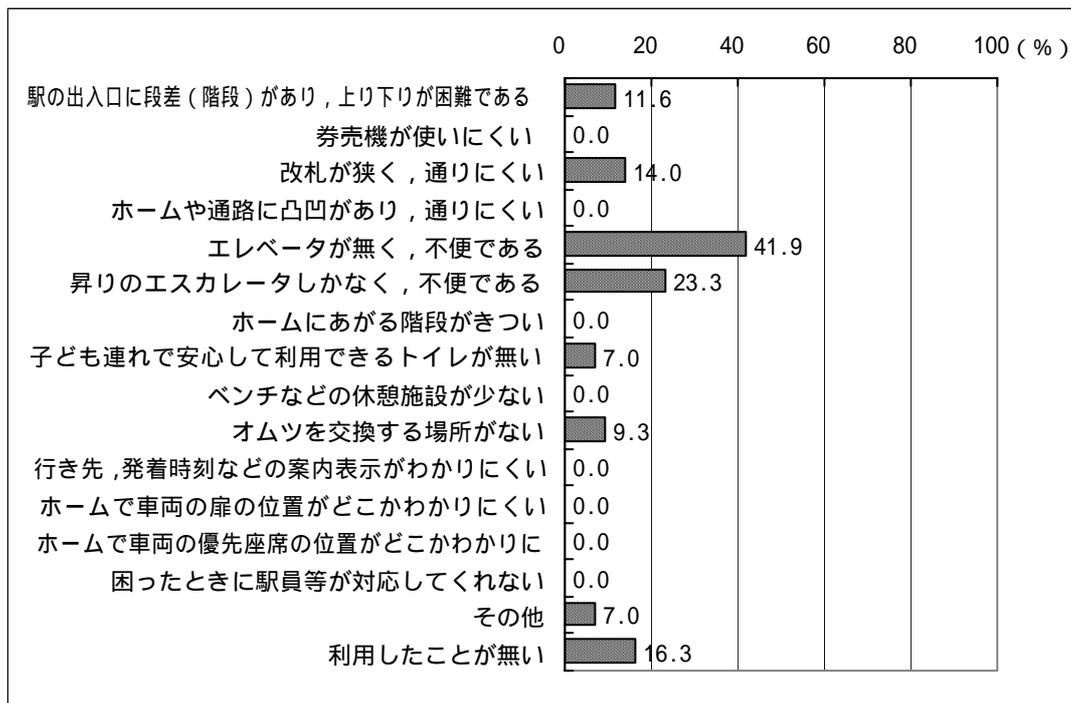
不便を感じる施設	理由
芦屋市役所	出入口にスロープがあるが勾配がきつい、すべりやすい (1人) / 子ども連れで安心して利用できるトイレが無い (2人) / オムツを交換する場所が無い (2人) / 授乳室が無い (2人) / 車で行くとき不便 (1人)
芦屋公園	出入口に段差があるが、スロープが無い (1人) / オムツを交換する場所がない (1人) / 土の道はベビーカーを押しにくい (1人)
保健センター	出入口に段差があるが、スロープが無い (3人) / 出入口の扉の開閉が困難である (狭まりやすい) (1人) / 子ども連れで安心して利用できるトイレが無い (2人) / 階段以外に2階以上にあがる手段がない (1人) / 施設の案内表示が分かりにくい (1人) / 駐車場が無い (3人), 暗い (1人)
その他	建物の前の道が狭い (1人)

## (ウ) 施設までの経路で、妊娠時・子供連れ時に不便を感じる点 [複数回答]



項目	人数(人)	割合 (%)
歩道が滑りやすく、凸凹があり、危険である	13	30.2
歩道や交差点部に段差があり、危険である	3	7.0
歩道の幅が狭く、通行しにくい	18	41.9
歩道上に看板や放置自転車があり、通行しにくい	3	7.0
歩道が傾斜していたり、うねっていたりして通行しにくい	3	7.0
歩道の勾配がきつい	0	0.0
歩道で自転車が通行し、危険を感じる	6	14.0
歩道上の照明が暗い	1	2.3
青信号が短く、横断歩道を渡るのが不安である	2	4.7
ベンチ等の休憩施設が少ない	2	4.7
施設までの案内表示がわかりにくい	0	0.0
歩道が無い	6	14.0
その他	9	20.9
回答者数	43	100.0

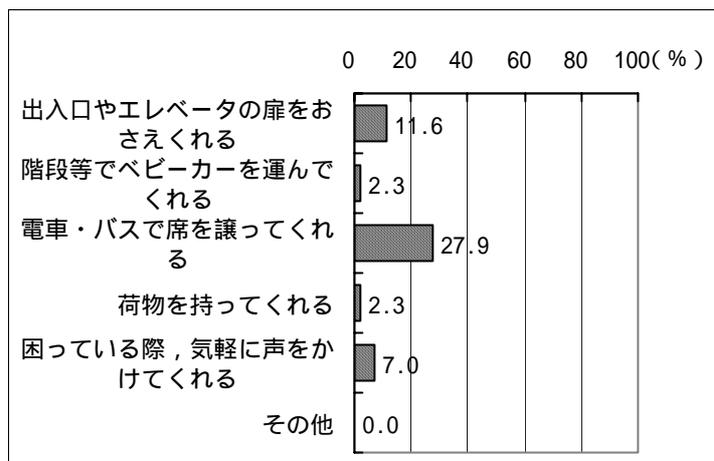
## (I) 阪神芦屋駅を利用する際、妊娠時・子供連れ時に不便を感じる点 [複数回答]



項目	人数(人)	割合 (%)
駅の出入口に段差 (階段) があり, 上り下りが困難である	5	11.6
券売機が使いにくい	0	0.0
改札が狭く, 通りにくい	6	14.0
ホームや通路に凸凹があり, 通りにくい	0	0.0
エレベータが無く, 不便である	18	41.9
昇りのエスカレータしかなく, 不便である	10	23.3
ホームにあがる階段がきつい	0	0.0
子ども連れで安心して利用できるトイレが無い	3	7.0
ベンチなどの休憩施設が少ない	0	0.0
オムツを交換する場所がない	4	9.3
行き先, 発着時刻などの案内表示がわかりにくい	0	0.0
ホームで車両の扉の位置がどこかわかりにくい	0	0.0
ホームで車両の優先座席の位置がどこかわかりにくい	0	0.0
困ったときに駅員等が対応してくれない	0	0.0
その他	3	7.0
利用したことが無い	7	16.3
回答者数	43	100.0

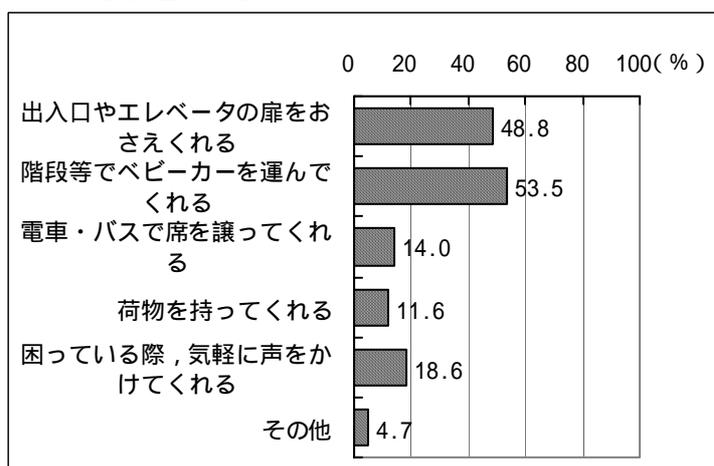
## (オ) 駅や施設の利用において手助けして欲しいこと [複数回答]

## 【妊娠時】



項目	人数(人)	割合 (%)
出入口やエレベータの扉をおさえくれる	5	11.6
階段等でベビーカーを運んでくれる	1	2.3
電車・バスで席を譲ってくれる	12	27.9
荷物を持ってくれる	1	2.3
困っている際、気軽に声をかけてくれる	3	7.0
その他	0	0.0
回答者数	43	100.0

## 【子連れ時】



項目	人数(人)	割合 (%)
出入口やエレベータの扉をおさえくれる	21	48.8
階段等でベビーカーを運んでくれる	23	53.5
電車・バスで席を譲ってくれる	6	14.0
荷物を持ってくれる	5	11.6
困っている際、気軽に声をかけてくれる	8	18.6
その他	2	4.7
回答者数	43	100.0

## 4 地域福祉計画アンケート調査

### (1) 調査の概要

本調査は、平成 18 年度に策定作業を進めている「芦屋市地域福祉計画」の基礎調査として、20 歳以上の市民の方を対象に実施されたものです。

その際、よく利用する鉄道駅やバリアフリー化の必要性など、基本構想の策定においても参考となる設問を盛り込んでいますので、これらの設問に対する回答結果をまとめています。

なお、調査対象者及び調査方法については、以下のとおりです。

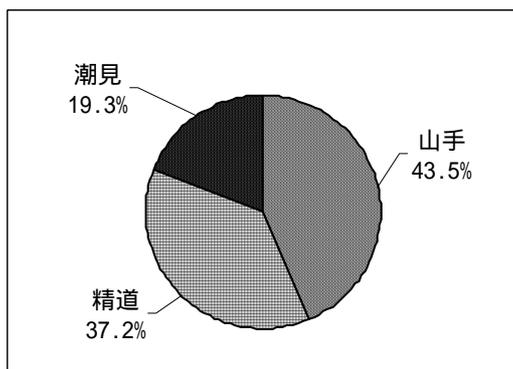
(ア) 調査の方法：調査は、20 歳以上の外国人登録者を含む市内在住 2,500 人（無作為抽出）に対し調査票を郵送，973 件を郵送で回収。

(イ) 調査の時期：平成 18 年 8 月 2 日から 8 月 16 日

(ウ) 回収率：転居先不明などの返送分 16 件を除く回収率は約 39.2%で、うち有効調査票は 951 件でした。

### (2) 調査の結果

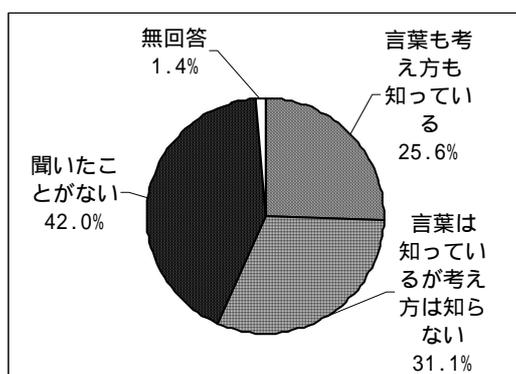
#### ア 回答者の住まい（中学校区）



項目	人数(人)	割合 (%)
山手	413	43.5
精道	354	37.2
潮見	184	19.3
計	951	100.0

#### イ ユニバーサルデザインの理解

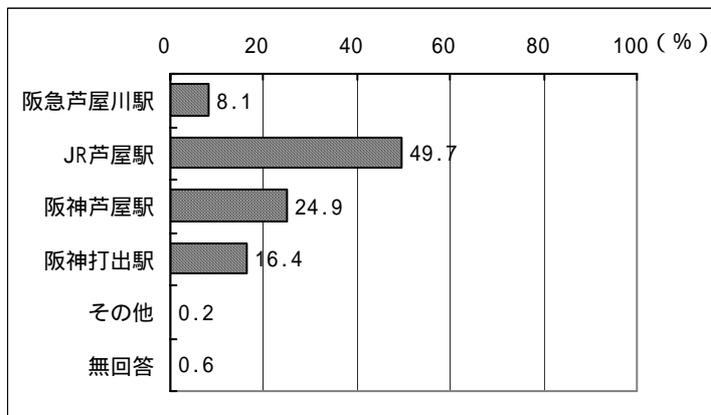
・ 7 割以上の方が、「言葉は知っているが考え方は知らない」又は「聞いたことがない」と回答しています。



項目	人数(人)	割合 (%)
言葉も考え方も知っている	243	25.6
言葉は知っているが考え方は知らない	296	31.1
聞いたことがない	399	42.0
無回答	13	1.4
計	951	100.0

ウ 鉄道駅の利用状況

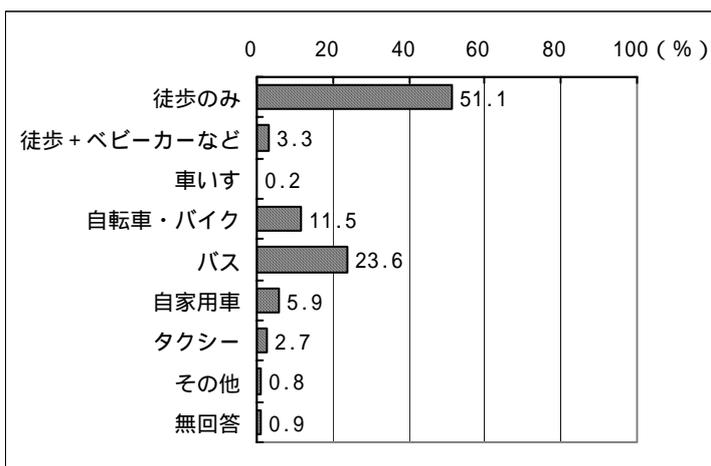
- ・ JR 芦屋駅を利用する方が 49.7%と最も多く、次いで、阪神芦屋駅が 24.9%、阪神打出駅が 16.4%、阪急芦屋川駅が 8.1%などとなっています。



項目	人数(人)	割合 (%)
阪急芦屋川駅	77	8.1
JR 芦屋駅	473	49.7
阪神芦屋駅	237	24.9
阪神打出駅	156	16.4
その他	2	0.2
無回答	6	0.6
計	951	100.0

エ 自宅から鉄道駅までの移動手段

- ・ 半数以上の方が徒歩で移動されています。次いで、バスが 23.6%、自転車・バイクが 11.5%などとなっています。

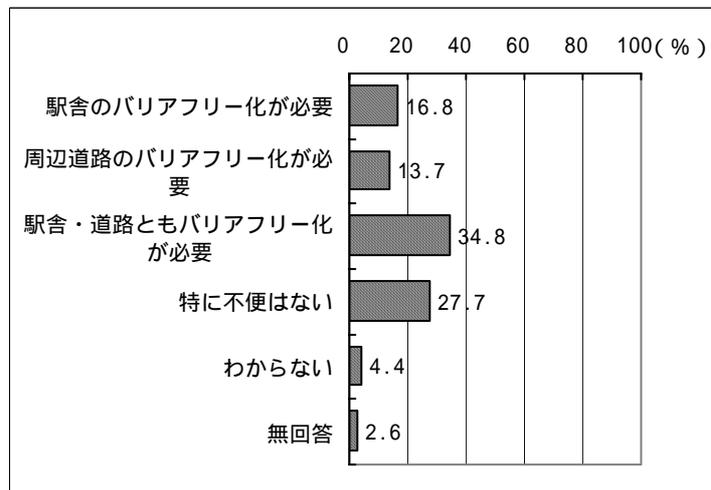


項目	人数(人)	割合 (%)
徒歩のみ	486	51.1
徒歩+ベビーカーなど	31	3.3
車いす	2	0.2
自転車・バイク	109	11.5
バス	224	23.6
自家用車	56	5.9
タクシー	26	2.7
その他	8	0.8
無回答	9	0.9
計	951	100.0

オ 駅舎や周辺道路のバリアフリー化の必要性

【全体】

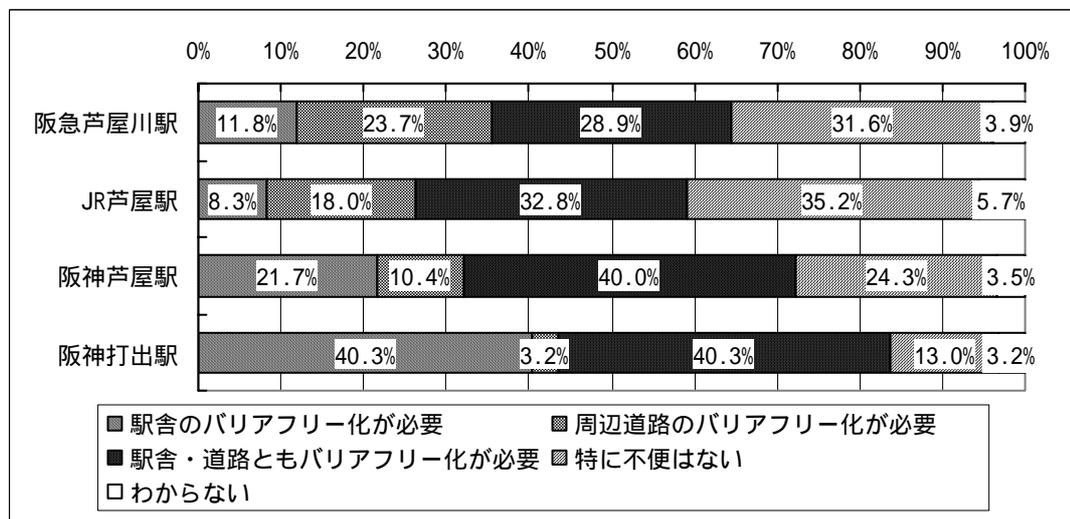
- ・ よく利用する駅舎やその周辺道路について、「特に不便はない」と回答した方が 27.7%となっている一方で、6割以上の方はバリアフリー化が必要と回答しています。



項目	人数(人)	割合 (%)
駅舎のバリアフリー化が必要	160	16.8
周辺道路のバリアフリー化が必要	130	13.7
駅舎・周辺ともバリアフリー化が必要	331	34.8
特に不便はない	263	27.7
わからない	42	4.4
無回答	25	2.6
計	951	100.0

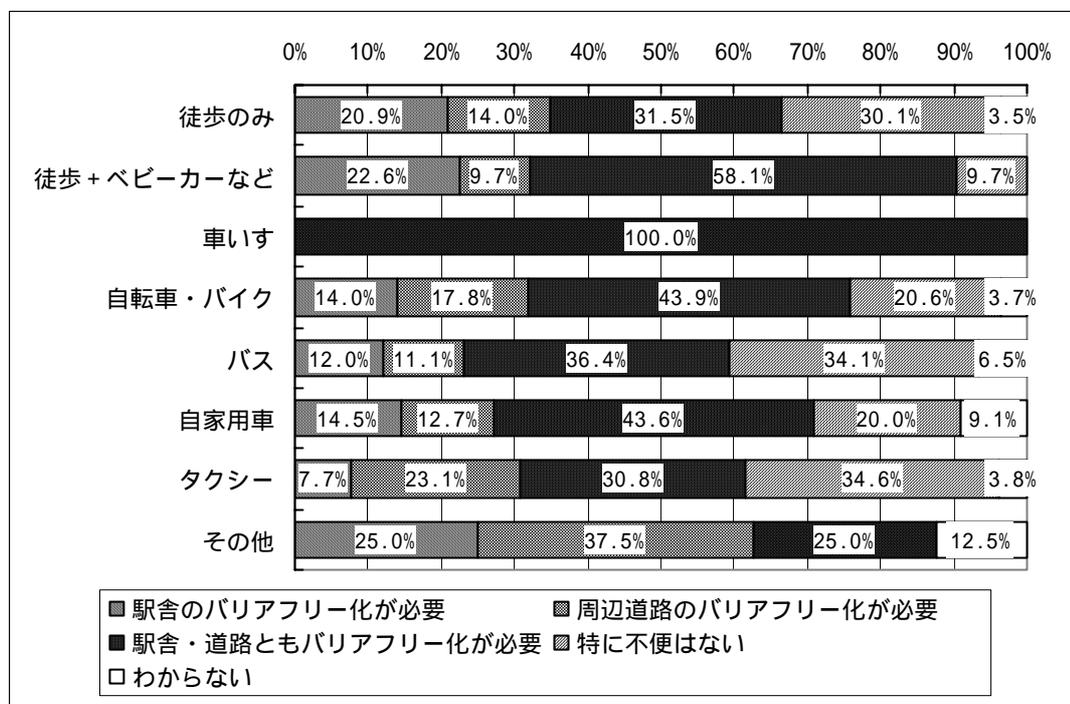
【鉄道駅別】

- ・ 「駅舎のバリアフリー化が必要」「周辺道路のバリアフリー化が必要」「駅舎・道路ともバリアフリー化が必要」と回答した方の割合を鉄道駅別にみると、阪神打出駅が最も高く、次いで阪神芦屋駅、阪急芦屋川駅などとなっています。



【移動手段別】

- ・ 「駅舎のバリアフリー化が必要」「周辺道路のバリアフリー化が必要」「駅舎・道路ともバリアフリー化が必要」と回答した方の割合を移動手段別にみると、車いすやベビーカーを使用する方などが最も高くなっています。



空白ページ

## 5 芦屋すこやか長寿プラン 21 見直しのためのアンケート調査

### (1) 調査の概要

本調査は、「第4次芦屋すこやか長寿プラン 21（第4次芦屋市高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画）」の策定作業のための基礎調査として、65歳以上の市民の方を対象に実施されたものです。

高齢者の外出状況について、基本構想策定の参考となる箇所を抜粋してまとめています。

なお、調査対象者及び調査方法については、以下のとおりです。

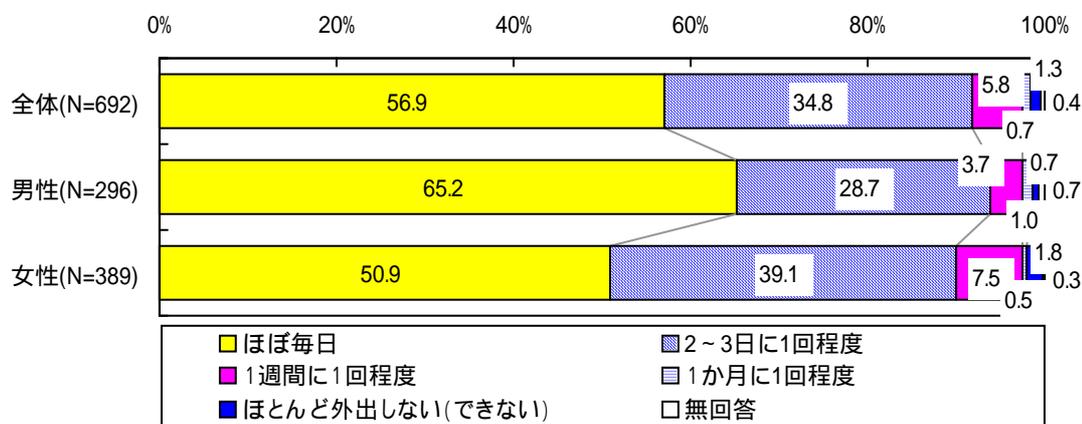
- (ア) 調査対象： 本市に居住する65歳以上の方（要支援・要介護認定者を除く）  
在宅の要介護等認定者のうち、要支援・要介護1の方  
在宅の要介護等認定者のうち、要介護2以上の方
- (イ) 標本数： 65歳以上の方・・・1,000人  
要支援・要介護1の方・・・全員  
要介護2以上の方・・・全員
- (ウ) 抽出方法： 65歳以上の方・・・平成17年1月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録から、市内の小中学校別性別高齢者人口分布を考慮し、無作為に抽出  
要支援・要介護1の方・・・平成17年1月1日現在の要介護等認定者のうち、在宅の要支援及び要介護1の方  
要介護2以上の方・・・平成17年1月1日現在の要介護等認定者のうち、在宅の要介護2以上の方
- (エ) 調査方法： 3種類の調査は、いずれも配布・回収共に郵送法
- (オ) 調査期間：平成17年2月22日～3月4日

## (2) 調査の結果

ア 65歳以上の方（要介護等認定者を除く）

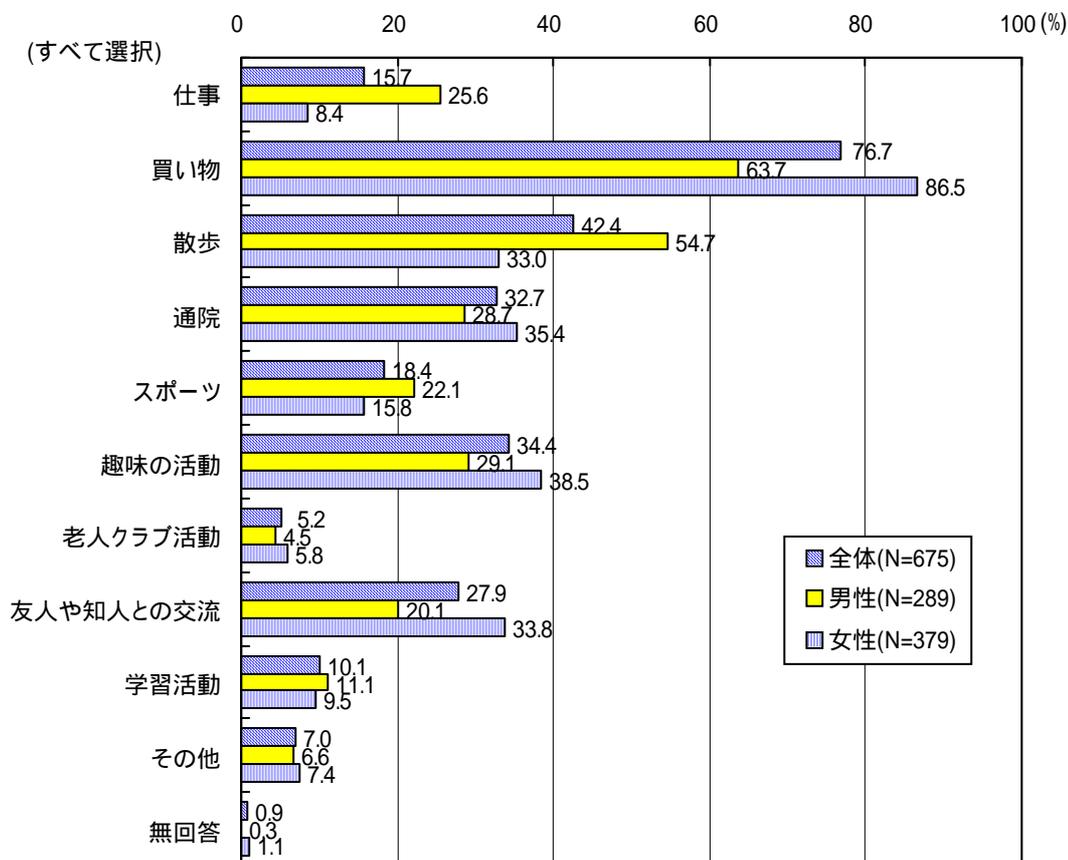
(ア) 外出頻度

- ・ 普段の外出頻度は、「ほぼ毎日」が56.9%で最も多くなっています。



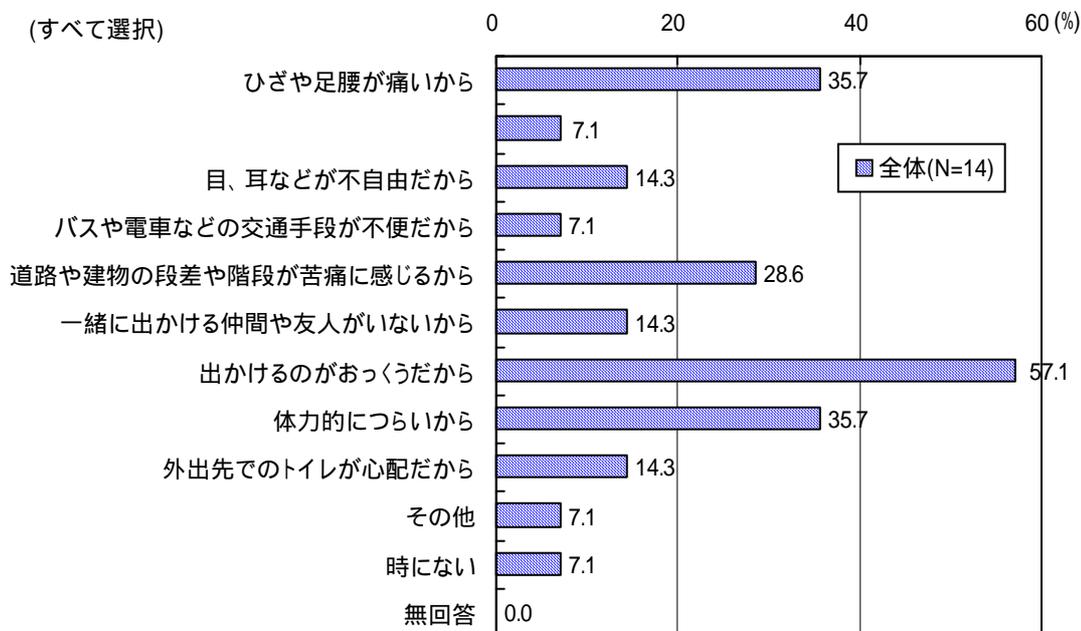
(イ) 外出の目的

- ・ 「ほぼ毎日」又は「2~3日に1回程度」、「1週間に1回程度」外出する方の目的は、「買い物」が76.7%と最も多く、次いで「散歩」が42.4%、趣味の活動が34.4%などとなっています。



(ウ) 外出が少ない(できない)理由

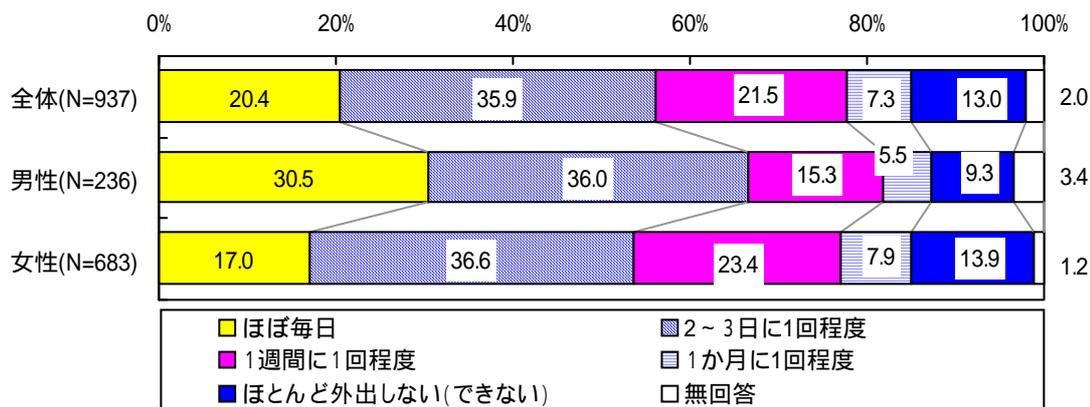
・ 「1か月に1回程度」又は「ほとんど外出しない(できない)」と回答した方の外出が少ない(できない)理由は、「出かけるのがおっくうだから」が57.1%と最も多く、次いで「ひざや足腰が弱いから」や「体力的につらいから」が35.7%、「道路や建物の段差や階段が苦痛に感じるから」が28.6%などとなっています。



イ 在宅の要支援・要介護1の方

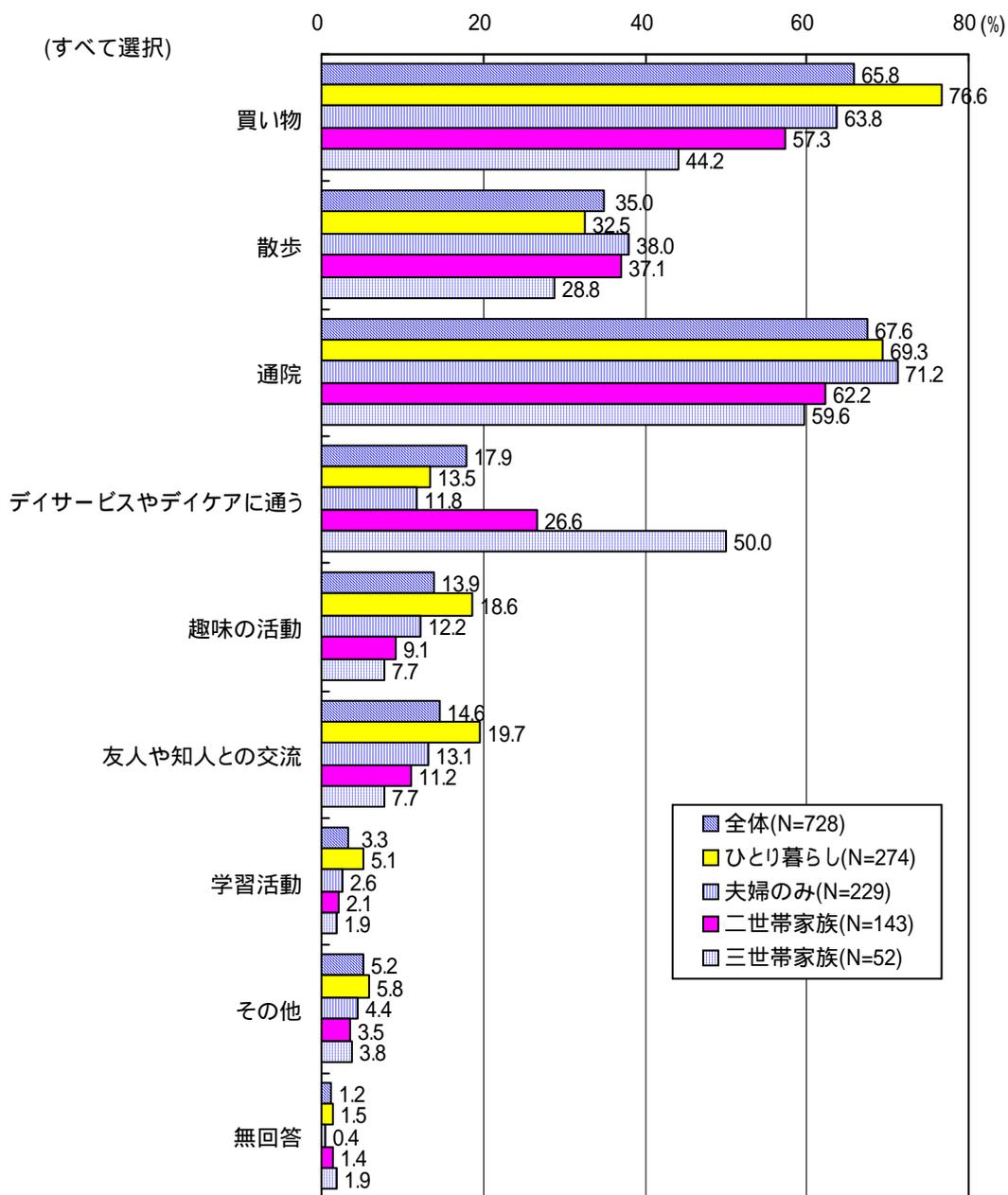
(ア) 外出頻度

・ 普段の外出頻度は、「2～3日に1回」が35.9%と最も多く、「ほぼ毎日」や「1週間に1回程度」がそれぞれ2割程度となっています。



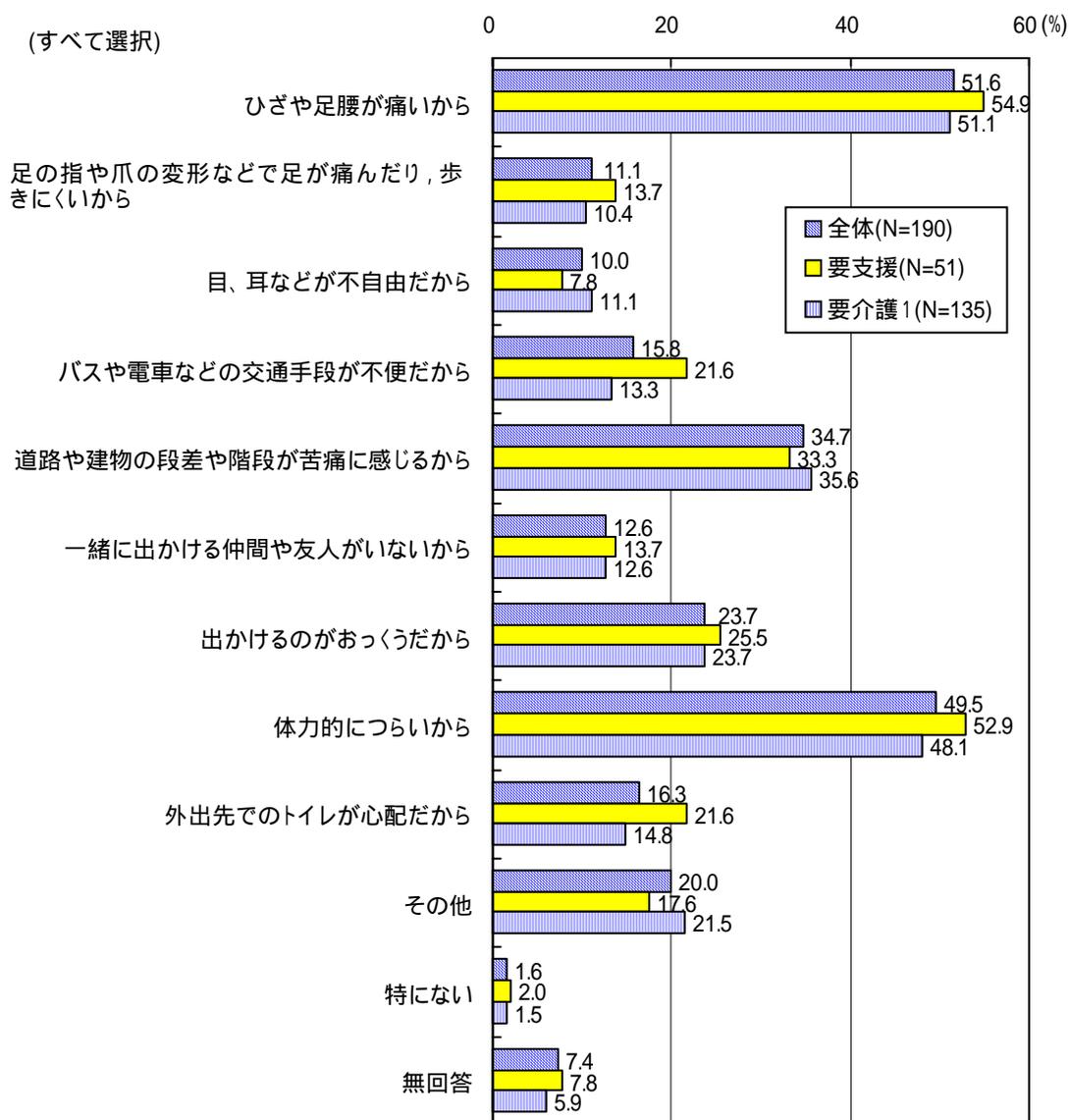
(イ) 外出の目的

- ・ 「ほぼ毎日」又は「2～3日に1回程度」、「1週間に1回程度」外出する方の目的は、「通院」が67.6%と最も多く、次いで「買い物」が65.8%、「散歩」が35.0%などとなっています。



(ウ) 外出が少ない(できない)理由

- ・ 「1か月に1回程度」又は「ほとんど外出しない(できない)」と回答した方の外出が少ない(できない)理由は、「ひざや足腰が痛いから」が51.6%と最も多く、一般高齢者調査に比べて肉体的困難さを挙げる方が増加しています。
- ・ 要介護度別では、要支援も要介護1も「ひざや足腰が痛いから」などの大差はありませんが、要支援は「バスや電車などの交通手段が不便だから」や「外出先でのトイレが心配だから」が2割程度と高くなっています。





## 芦屋市交通バリアフリー基本構想 「参考資料編」

芦屋市都市環境部都市計画課

住 所:〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL:(0797)38-2073(直通) FAX:(0797)38-2164

ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.hyogo.jp/machidukuri/index.html>

平成19年(2007年)5月作成

